


監査報告書

平成27年6月24日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 丹保憲仁 様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

監事 大石-良 

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第5期事業年度の業務について監査を実施した結果について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

地方独立行政法人北海道立総合研究機構監事監査規程に基づき、役員会その他の重要な会議に出席し、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

また、理事長と当法人との利益相反取引について、理事長から報告を求めるとともに、その有無を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。なお、理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

以上